

資料1 最近の学習指導要領の変遷*

◎1989年(平成元年)改訂
社会の変化に自ら対応できる心豊かな人間の育成(生活科の新設、道徳教育の充実、新しい学力観)

◎1988～1999(平成10～11年)改訂
基礎・基本を確実に身につけさせ、自ら学び考える力など[生きる力]の育成(教育内容の厳選、「総合的な学習の時間」の新設、学校5日制)

◎2003年(平成15年)一部改正
学習指導要領のねらいの一層の実現(例:学習指導要領に示していない内容を指導できることを明確化、小学校に習熟別指導や小・中で補充・発展学習を追加)

◎2008～2009年(平成20～21年)改訂
「生きる力」に育成、基礎的・基本的な知識・技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成のバランス(授業時数の増、指導内容の充実、小学校外国語活動の導入)

◎2015年(平成27年)一部改正
「道徳」の「特別の教科」化

◎2016年(平成28年)改訂
社会に開かれた教育課程の実現、知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」(アクティブラーニング、カリキュラムマネジメント、プログラミング教育、小学校で外国語教育)

(*文科省のHPにある資料を元にまとめた)

1 はじめに
にいがた県民教育研究所は、1984年12月に設立

され、以後35年活動を続けている。この間、資料1に示したように学習指導要領は変遷した。「にいがたの教育情報」は、学習指導要領の改訂に際して、具体的・

学習指導要領の変遷と

「にいがたの教育情報」

和 澄 利 男

個別的に批判したり、学習指導要領を乗り越える実践報告を掲載してきた。

資料にある「生活科の新設」「新学力観」等のキーワードを手がかりに、「にいがたの教育情報」はどのような批判を掲載してきたか、言い換えれば、当時の研究所の問題意識を振りかえってみよう。

2 生活科の新設と新学力観

1989年改訂の学習指導要領改訂に関して、資料2のような特集を組んでいる。

(1) 生活科の新設

1989年の改訂で、低学年理科と社会が廃止され、生活科が新設された。

小林昭三さんは「生活科と理科教育―虚偽の自然認識や社会認識ではなく本物の認識を―」（第31号）で、「生活科は『社会認識や自然

認識の芽を育てる』を否定」していること、「低学年理科の廃止は科学教育に重大なマイナス」であり、「理科や社会科の関係者の大多数が反対するなかで、低学年理科・社会を廃止し、第二道徳科ともいうべき、生活科を新設する」ことが強行されたことを指摘した上、以下のことを提言した。

①自然認識や社会認識の芽をどう育てるかを基本にすえ、教育現場での柔軟な研究実践と創意工夫を積み上げる。

②地域の自然や社会の中に子どもをどんどん連れだして、「具体的な経験や活動」をさせることが当然となるはず。したがって、これまで積み上げてきた低学年理科や社会の蓄積を具体的な教育実践の活動を通じて今こそ生かすことも可能である。

③地域の自然や社会こそが生きた教材である。人類が生きるために、手足を使い、言葉を使い、自然に働きかけ、仲間と今日の社会を培ってきた。この過程こそが生活科の基礎となるはず。子どもも大人も自然を知ることを通じて、生き方を学び、生きる技術を鍛えることができる。

④自然にふれる機会を学校だけに求めるのにも限度が

資料2 1989年改訂学習指導要領に関する特集

第26号「新学習指導要領と新潟県の教育」

第28号「新学習指導要領と教育実践」

第31号「生活科はどんな教科か」

第35号「『新学力観』と新潟県の教育」

第41号「新潟県における『新しい学力観』」

あることに注意すべきであろう。週休二日制に移行するに伴い自然体験を家族で意図的に行う方向も考えられよう。

⑤「ごっこ遊び」や擬人化・動物愛護から本物のしつけ教育ができるとは思えない。子どもを甘くみるのではなく、いつでも本物の（うそのない）社会や自然との取り組みをさせることを旨としたい。

(2) 新学力観

学習指導要領の総則に、「自ら学ぶ意欲と社会の変革に主体的に対応できる能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な内容の指導を徹底し、個性を生かす教育の充実に努めなければならない」と記された。これが「新しい学力観」と呼ばれた。

八木三男さんは「妖怪のような『新学力観』」と題した論文を第35号から第37号わりに掲載し、新学力観を詳細に分析・批判している。

多くの教員を悩ませたのが「関心・意欲・態度」の評価であった。

住安孝夫さんは「中学校での『新学力観』（第35号）で、「知識や理解が意欲や関心や態度を生み出し、生

み出された意欲や関心や態度が、知識・理解の一層の増進を助ける、というふうに見えるのが正しいのではないだろうか」と指摘する一方、「さしあたって現場の教師が困るのは、「いちばん大切」とされる関心・意欲・態度を、どう成績評価に反映させるか、という問題である。点数化することが非常にむずかしい。点数化できないものは、往々にして教師の主観にたよらざるをえないことが多くなる。主観に頼ることを避けようとするれば、無理を承知で、客観テスト化、点数化をすることになる」として、次の例を紹介している。

「あなたは英語の授業中に、自分から進んで発表したり、わからない点を質問してますか。

ア、いつもしている。

イ、ときどきしている。

ウ、あまりしていない。

この教科書会社ではこの問題について、アは4点、イは3点、ウは2点、無答は0点、と教師用解答に指示してある。」

一方、通知表を見る親の思いは、「子どもが持っている可能性の芽を十分に伸ばし、しっかりした社会人に成長してほしい」「学校は、目の前にいる子どもを

「できる」「できない」で比較するのではなく、その可能性をつかみ、豊かに成長していくよう指導・評価してほしい」「親の心からの願いをどう受け止めたらよいのかの課題は大切です。子どもの身になった教育実践・教育評価・通知表づくりは、学校の緊急の課題だと考えさせられました。」(にいがた県民教育研究所「通知表」研究会 「通知表はなぜ、どのようにかわったか」(第35号)の指摘は、今も続く課題だ。

3 総合的な学習の時間と学校五日制

(1)総合的な学習の時間の新設

編集部が執筆した「総合学習と少人数授業」(第70号)で、1998年の学習指導要領改訂当時の状況を次のように記し、「ゆとり教育」の失敗の一端を紹介している。「従来の教科をまたがるような課題に関する学習を行なえる時間として新しく「総合的な学習の時間」が新設されたが、多くの教員は多忙により、主体的に授業の準備をすることができない。

一方で、学校五日制による授業時数減に加えて、「総合的な学習の時間」の新設で教科の授業内容と時間数がさらに削減され、しかもその内容が科学的系統性を

資料3 1998年改訂学習指導要領に関する特集

70号 総合学習と少人数授業

71号 学校完全五日制がはじまった

欠くことから子どもの「学力低下」を危惧する不安と批判の声が高まり、2001年文科省は「学習指導要領は最低基準だ。指導要領のわくを超えて教えてもいい」とし、当時の遠山敦子文科相は「学びのすすめ」と題するアピールを発表した。」

一方、岩川直樹さんは「学びの場の編み直し」(第70号)で、「総合学習を「総合学習を学びの広場」とするために、①主題の設定の仕方 ②学びあいの場をいかにつくりだすか

③教室の外部の他者とのかかわり方の3点が大切であると指摘している。

同号には、金森俊朗さん「私たちは奇跡的存在！小学三年生とともに創る性と死Ⅱのち・生の学び」、目黒和男さん「佐梨川がつくる私たちの村 湯之谷じまん」、和澄利男さん「ヒロシマ修学旅行に向けた平和学習の取り組み」の3つの実践が紹介されている。

(2)学校五日制

2002年から、教員の数を増やさずに学校五日制が始まった。授業日は減ったがその分に見合う授業時数は削減されず、平日の授業時数は増えることになった。それにより、教師が多忙化になり、子どもとのふれあいを奪うことを小東由男さんが『ゆとり教育』にならない学校五日制（第71号）で、報告している。

「高学年では、委員会活動の日を含めて、六時間授業の日が週三日になる。六時間目は子どもも教師も疲労し、学習効率が低下する。六時間目のある日は、午後四時まで授業を実施する。教材研究や、校内分掌の計画立案や準備などの仕事は、子どもが帰宅してからようやく取りかかれることになる。子どもと相談したり、指導したりする日数が減少した」「放課後に、児童に對する指導とか、職員会議が実施されるので、行事等の計画を立てたり、準備したりする時間は、当然勤務時間外に見付けなければならぬ。その結果、「平日の帰宅時間が遅くなった」「自宅へ持ち帰ってする仕事が増えた」「休みに変わった土曜日は、学校の仕事をしていた」ことが、教職員の常態となった。学校現場は、以前から時間外勤務をしなければとでもつとまらない職場実態だったが、今年ほど大変だったことはな

いと。

学校が「ブラック職場」と揶揄されるようになっていく。

4 学習指導要領と学校づくり

2008年改訂の学習指導要領に関して、特集した号は見当たらないが、95号に子安潤さんの「新学習指導要領と子どもの学び」の論文があり、植田健男さんの「新学習指導要領の本格実施と学校づくり・教育課程づくりの今日的課題」と題した論文が105号と106号に連載されている。

子安さんは、今回の学習指導要領の特質を、次のように指摘している。

「二つは、学校や教師を統制・評価する基準として告示されたことにあります。PDCAサイクルの中に位置づけられた点が新しいのです。二つには、硬く言う」と国家主義的で、規範統制主義的性格を強めたことにあります。柔らかく言えば、国中心のものの方を強制してやることと、お説教臭く権利抑圧的だということと。三つには、『生きる力』という超能力をドリップ的な習得型学習と定型的な活用型学習・探求型学習

で形成することにした点にあります」

そして、教育課程づくりや授業実践の方向を、次のように提案している。

「一つは、産業の必要や国家主義の観点から考えるのではなく、各領域で何が学ばれるべきかを検討することです。目の前にいる子どもたちのものの見方をより広げ深める観点から考えること」「二つには、暮らしの統制や子どもたちの心の操作ではなくて、社会の事実をしつかりと正面に据えた学びを展開すること」

「三つには、子どもの声が交流し合う授業に変えることです。学校に公認された声ではなく、率直な声が行き交う授業に変えること」「四つには、道徳教育の強化ということで、知性を伴った多様な他者関係を励ますように取り組むことです。人を多元的に見ることに、人を諸関係の中で捉えるまなざしを育てること」

5 道徳の教科化

2015年指導要領の一部改正により、「道徳」が「特別の教科 道徳」となり、他教科と同様に文科省が検定した教科書を使った授業をし、通知表や指導要録に評価が記載されることになった。

資料4 2015年の一部改正に関して

117号 「道徳」の教科化を考える

125号 道徳が「特別の教科 道徳」になる

第117号の趣旨で、「このように文科省が科学的根拠もなく一方的な価値観で教育内容を決め、教科書を使って教え込み、その価値基準で、子どもの考えや態度を評価し管理・統制することは、教育の条理に反する。このことは、戦前、子どもを戦争に駆り立てた教科「修身」の歴史的経緯から明らかではないか。安倍政権は、かつての我が国の植民地支配や侵略戦争を認めず、「積極的平和主義」の名のもとに集団的自衛権行使容認、武器輸出緩和、軍事費増大、沖縄辺野古新基地建設など戦争できる国への歩みをすすめている。」と、道徳の教科化のねらいを指摘した。続く、佐貫浩さんの論文『道徳』の教科化にどう対処するかく安倍政権のねらいとわたしたちの教育の課題』で、さらに詳細に分析し対抗軸を提案している。

第125号では、「特別な教科 道徳」が実施され、年間指導計画に基づき検定済道徳教科書を使って授業することの不自由さと教師の負担」を指摘した。同時

に、西伸之さんの講演「市民モラルを形成するための『教科・道徳』を考える」を紹介して、文科省の資料等も使った市民のモラルを育てる授業づくりを提案した。

6 おわりに

今回の企画で、あらためて創刊以来の特集（資料の特集一覧参照）をみると、本誌の先駆性に気づかされるところにも研究所の実践的目標「地域から日本の教育改革を展望する」ことの意味を考え、今後の研究所の活動の在り方を検討したい。

（わずみ としお・事務局長）

小学英語教育は、格差を拡げるか

8月、滋賀県で「教育のつどい2019」が開催され、現場の切実な問題が討議された。外国語教育分科会は、来年から、英語授業が小学校4年で始まる問題に実践報告があり、論議になった。京都の小学校では「塾などで英語を習っている子や自己アピールが得意な子はかりが活躍して、会話自体が苦手な子は、まったくしゃべることが出来なくて」格差が拡大と。

基調報告で江利川春雄さん（和歌山大教授）は、「政府が進める外国語政策は成績上位の1割の子どもをグローバル人材に育成することに特化し、学習についていけない大量の子どもたちを無慈悲に切り捨てる」と批判。「英語を勉強することで、母語である日本語を鍛え、思考力や判断力をつけ、メディアと権力のうそにだまされないようになる」ことの重要性を指摘された。

中学校で長年、英語を教えて苦勞した経験から、小学校の先生方の来年からの重荷に同情する。外国語教育は、難しいだけでなく、ともすると差別の道具になりかねない。京都の例のような教室が本県にも蔓延しないように願う。

（吉田）